

治療と仕事の両立支援ってなに？
～作業療法士に期待すること～
研修会企画書

広島県作業療法士会
事業部就労支援担当

広島県作業療法士会事業部就労支援担当 の活動目的と活動内容

1. 就労支援に関する情報の集約(就労支援をしている県内作業療法士の現状の把握)
 - 各地区にいる就労支援担当部員による情報交換(今年度2回実施)。
2. 県内作業療法士のネットワークを構築(ネットワークへのアクセス方法の検討)
3. 就労支援に関しての相談窓口の構築
 - 来年度に構築できるように作成中。
4. 広島県就労支援実践者マップや就労支援に関する研修会の開催

障害者の働く支援の機会と場 としての医療機関

- 令和6年度の障害者雇用率の段階的な引き上げ
例)200名の従業員(雇用保険加入者)がいる企業では…
 - 2.3%=4名以上 2.5%=5名以上 2.7%
 - の短時間勤務(週20時間以上30時間以下)の身体障害者、知的障害者は1人を0.5人としてカウント。
 - 短時間勤務で重度身体障害、重度知的障害のある人を雇用した場合は1人当たり1人としてカウント
- 令和7年度の除外率算定の引き下げ

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	<u>2.5%</u> ⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上	<u>40.0人以上</u>	37.5人以上

除外率設定業種及び除外率

除外率設定業種	除外率
<ul style="list-style-type: none"> ・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬精製業を除く。) ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。) 	5%
<ul style="list-style-type: none"> ・探石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 	10%
<ul style="list-style-type: none"> ・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 	15%
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。) 	20%
<ul style="list-style-type: none"> ・港湾運送業 	25%
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 	30%
<ul style="list-style-type: none"> ・林業(狩猟業を除く。) 	35%
<ul style="list-style-type: none"> ・金属鉱業 ・児童福祉事業 	40%
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。) 	45%
<ul style="list-style-type: none"> ・石炭・亜炭鉱業 	50%
<ul style="list-style-type: none"> ・道路旅客運送業 ・小学校 	55%
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園 	60%
<ul style="list-style-type: none"> ・船員等による船舶運航等の事業 	80%

※除外率設定業種は、総務省編日本標準産業分類の中分類に限らない。

Point**②****除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)**

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>

- 医療業は30%→20%へ
- つまり200名従業員のいる病院では…
- 現在:200名の30%除外=140名×2.3%
=3.2名
- 令和7年度:200名の20%除外=160名×2.5%
=4.0名
- 短時間雇用では1名雇用=0.5カウントなので8名雇用が必要。
- 20名の職場に1名の雇用。
- 厨房・清掃など外注している病院では本体業務での障害者雇用が必要となってくる。

今回の研修の目的

- 両立支援とは、治療をしながらも仕事の場を同一医療機関内で提供し、治療と就労を両立しながら支援をしていくものである。
- 作業療法士は、クライアントの作業分析や職業準備性を評価し、介入できる専門職である。専門性から、医療機関の中でも両立支援の中核を担える立場にあるといえる。
- 今回、先進的に取り組んできた中国労災病院治療就労両立支援センター所長である豊田章宏先生をお招きし、概念を学び、具体的な取り組みをしている作業療法士の実践報告を聴講し、障害者雇用の役割をとっていけるように知識の研鑽のために実施する。

戦力としての障害者雇用

- 数合わせの障がい者雇用ではない。
- 経営的な視点や人材戦略の一部として、組織に貢献する業務を障がいのある従業員に担ってもらうことを目指す。
- 医療機関と作業療法と障害者雇用。
- どの地域に行っても「介護」「福祉」「医療」「子育て支援」の求人数は多い。
- いずれの業界も作業療法士が関わるじゃないか！
- 今回の研修のテーマ。

本日の研修会の予定

- 10時:挨拶など(5分)
- 10時05分:豊田章宏先生の講演(60分)
- 11時05分:実践報告
 - ① 中国労災病院 富永雅子先生(15分)
 - ② 大田記念病院 山本恵子先生(15分)
- 11時35分:休憩(10分)
- 11時45分:グループディスカッション(30分)
- 12時15分:グループディスカッションの報告(10分)
- 12時25分:まとめ(20分)
- 12時45分:終了